

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドン・キホーテ香芝店

所在地 香芝市上中一五五番一ほか四筆

二 述べられた意見の概要

1 香芝市議会議員 小西 高吉

(1) 青少年健全育成への影響

深夜まで営業をされることにより、青少年の溜まり場となり、非行や事件に巻き込まれる可能性が高くなると考える。

(2) 近隣の生活道路への影響

国道一六八号線の渋滞から生活道路及び通学路を抜け道として利用する車が増加し、事故やトラブルが起こる可能性が高くなると考える。

(3) 近隣住民の生活環境（騒音）への影響

特に深夜、車の音及び人の話し声等が響き、近隣住民の睡眠妨害になる可能性が高くなると考える。

以上から、営業時間を午前十時から午後九時までとし、生活道路及び通学路への小売店利用車の進入を最小限にする対策を強く要望する。

2 志都美幼稚園・小学校PTA会長

(1) 店舗の深夜営業による地域の生活環境悪化（交通トラブル、騒音、犯罪、非行の温床等）が懸念されるため、子ども達の安全を第一に考え、深夜営業に断固反対する。他の地域では深夜営業はせずに営業している店舗があることを確認している。

(2) 当学校に通う子ども達の通学路及び志都美駅が隣接しており、多くの子ども達が当地域を利用しているため、深夜営業には適さない場所だと考える。

(3) 付近には深夜早朝に利用可能なコンビニエンスストア及びスーパーマーケットがあり、利便性の点からも店舗の深夜早朝営業の必要はないと思われる。

(4) 店舗近くには通学路があり、国道の渋滞が予測されるなか、通学路としている

狭い中道を抜け道として利用する車の増加が予想され、子ども達が事故及びトラブルに巻き込まれる可能性が高くなると考える。

以上から、営業時間は午前十時から午後九時へと見直し、通学路への小売店利用車の進入を最小限にする対策を検討するとともに、将来を担う子ども達の安全安心な生活環境の保持を強く要望する。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十七年二月三日から同年三月三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで